

(案)

公立大学法人秋田公立美術大学の業務実績に係る評価基本方針

平成 25 年 月 日

秋田市公立大学法人評価委員会

秋田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 評価の趣旨

- (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）

各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

- (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）

中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 事業年度評価

ア 年度計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。

イ 年度計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。

ウ 評価を通して、法人の運営状況を分かりやすく社会に示し、市民への説明責任を果たす。

- (2) 中期目標期間評価

ア 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その達成状況を明らかにする。

イ 中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面

的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。

ウ 評価を通して、法人の運営状況を分かりやすく社会に示し、市民への説明責任を果たす。

3 評価方法

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の毎事業年度における業務の実施状況を、中期目標期間評価においては中期目標および中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価（項目別評価）する。

なお、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）も行う。

(1) 事業年度評価

ア 項目別評価

(ア) 評価に当たっては、業務の実施状況と業績の内容を総合的に勘案して行う。

(イ) 年度計画の各項目ごとに、別途定める5段階で評価を行う。

(ウ) 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。

イ 全体評価

項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

(2) 中期目標期間評価

ア 項目別評価

(ア) 評価に当たっては、業務の達成状況、業績の内容および法人による自己評価結果を総合的に勘案して行う。

(イ) 中期計画に定められた各項目ごとの達成状況を踏まえ、中期目標の各項目ごとに、別途定める5段階で評価を行う。

(ウ) 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。

イ 全体評価

(ア) 項目別評価の結果等を踏まえ、業務の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

(イ) 法人の組織、業務等のあり方について、法人設立時および中期目

標設定時の理念を基礎としつつ、法人を取り巻く諸事情も勘案し、業務の必要性等の観点から総括する。

4 評価の具体的な実施方法

(1) 事業年度評価

ア 各法人は、毎年6月末までに財務諸表、実績報告書等を評価委員会に提出する。

イ 提出された上記報告書等をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを行う。

ウ 評価委員会は、毎年8月末を目途に評価結果を決定する。

実績報告	6 月 末	法人 実績報告書、財務諸表等提出
評 価	7 ~ 8 月	評価委員会 法人からのヒアリング実施 補足資料要請・検討 各委員による評価 評価結果の検討・決定
通知・公表	9 月	評価結果の通知・公表

(2) 中期目標期間評価

ア 各法人は、中期目標期間終了後、6月末までに、中期目標期間に係る事業報告書等を評価委員会に提出する。

イ 提出された上記報告書等をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績および自己点検ならびに自己評価について、ヒアリングを行う。

ウ 評価委員会は、中期目標期間終了後、11月末を目途に評価結果を決定する。

実績報告	6 月 末	法人 中期目標期間に係る事業報告書等提出
評 価	7 ~ 1 1 月	評価委員会 法人からのヒアリング実施

		補足資料要請・検討 各委員による評価 評価結果の検討・決定
通知・公表	1 2月	評価結果の通知・公表

5 中期目標・中期計画に関する法人との意見交換および市長への意見

法人は、中期目標期間における終了年度の前年度の3月末までに、中期計画の達成見込み等に係る資料を評価委員会に提出する。

これを受け、評価委員会は、中期目標期間の終了年度開始後速やかに、中期計画の達成見込み等について法人との間で意見交換を行い、以下の件について市長へ意見を申し述べる。なお、(2)の意見については法人へ通知する。

- (1) 中期目標期間の終了時において市長が行う、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他その組織および業務の全般にわたる検討に資する件
- (2) 当期の中期目標・中期計画の達成および次期の中期目標・中期計画に関する件

6 その他

- (1) 評価結果の決定に際し、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与えることとし、法人に対して個別の評価ごとに申立ての期限を通知する。
- (2) 個別の評価基準については別に定めるものとする。
- (3) 本基本方針については、事業年度評価および中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。